

## 回 答 書

令和 8 年 1 月 3 0 日付けで提出された質問書について、次のとおり回答します。

第四中学校義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】仕様書について		
No. 2	質問	4・(3) 基本設計にはグラウンド・外構設計も含んでいるという認識でよろしかったでしょうか。
	回答	グラウンド・外構設計において、造成工事に関わる部分は、開発行為等が必要となるため基本設計に加え、実施設計を含みます。
No. 3	質問	4-(3)-② 設計施工(デザインビルド(DB)方式)による発注の事業範囲には、造成工事、グラウンド・外構工事及び義務教育学校に移行後の既存小学校の改修設計・工事は含まれていますでしょうか。
	回答	設計施工発注方式における事業範囲は、①校舎等の実施設計②建築工事③造成工事④グラウンド・外構工事(本業務委託の対象外であった部分の実施設計を含む)⑤移行後の既存小学校の改修設計及び工事となります。
No. 4	質問	4-(3)-② 仕様書の作成とは、設計施工(デザインビルド(DB)方式)を実施する事業者を公募する際に貴市が事業者に要求する性能を定める資料(要求水準書(案)等)と同様のものと想定すればよろしかったでしょうか。それとも、入札説明書、契約書等を含む公募書類一式の想定でしょうか。
	回答	基本構想及び基本設計に基づく具体的な性能及び機能を定める資料(要求水準書)及び応募要領や審査基準書など公募書類一式です。

No. 5	質問	4-(3)-② 設計施工（デザインビルド（DB）方式）の事業者の選定は、本業務の完了後、令和10年度以降に本業務とは別途、実施される想定でよろしかったでしょうか。
	回答	お見込みのとおり令和10年度実施予定です。
No. 6	質問	4-(3)-③ 既存十坂小学校の活用の検討は、義務教育学校開校時の既存十坂小学校の空き教室の活用の検討という認識でよろしかったでしょうか。それとも令和24年に想定されています児童・生徒が全員新校舎へ移行した後の活用の検討でしょうか。
	回答	既存十坂小学校の活用の検討は、令和15年4月の義務教育学校開校時の既存十坂小学校の活用検討です。 「将来想定of整理」とは、義務教育学校として、将来減少していく児童生徒数に応じて増設した校舎等へ入るなどの計画を整理することです。
No. 7	質問	4-(4)-③ 「土地収用法に伴う関係書類作成、申請補助業務」とは、事業認定図書等の作成を行うことf理解でよろしいでしょうか。または、その作成の補助ということfよろしいでしょうか。
	回答	土地収用法に伴う関係書類作成は、お見込みのとおりです。申請補助業務とは、各関係機関との事前協議・調整業務や申請時の対応業務となります。
No. 8	質問	4-(4)-④ 「農振除外・農地転用に伴う関係書類作成、申請補助業務」について、整備可能エリアについて eMAFF 農地ナビを確認すると農振農用地に該当していないように見受けられます。農振除外は不要fよろしいでしょうか。
	回答	今回の整備可能エリアについては、酒田農業振興地域整備計画に該当しています。